

## 工場立地法Q & A

お問い合わせの多い項目について、Q & Aにしましたので参考にしてください。また、不明な点につきましては、御坊市企画課までお問い合わせ下さい。

Q：面積はどのように算定しますか？

A：投影法による水平投影面積で算定して下さい。

Q：原材料若しくは完成品の倉庫、一般管理部の事務所、研究施設、受変電施設は生産施設にあたりますか？

A：生産施設にあたりません。

Q：1階が倉庫、2階が生産施設の場合はどのように算定しますか？

A：当該建築物のいずれかの階に生産施設が設置されていれば、当該建築物は生産施設となります。したがって、当該建築物の水平投影面積を生産施設面積とします。

Q：建築物の一部に製造工程等を形成する機械又は装置が設置されている場合の生産施設面積の算定はどのようにしますか？

A：原則として、当該建築物の全水平投影面積となります。

例外的に、同一建築物内の原材料若しくは完成品の倉庫、一般管理部門の事務所又は食堂であって壁で明確に仕切られることにより実質的に別の建築物とみなされるものがある場合は、当該床面積を除いた面積とすることができます。

Q：緑地とはどのようなものですか？

A：樹木が生育する土地等であって、工場又は周辺の地域の生活環境の保持に寄与していること。

または、低木または芝その他の地被植物（除草等の手入れがなされているものに限る。）で表面がおおわれていること。

Q：花壇や雑草地は緑地とみとめられますか？

A：花壇については緑地とみとめられます。

また、雑草地についても、植生、美観等の観点から良好な状態に維持管理されている場合は緑地とみとめられます。

Q：駐車場の整備に緑化ブロックを使用した場合は緑地となりますか？

A：駐車場の緑化ブロック、屋上緑化、藤棚の下の駐車場は重複緑地として、緑地面積率の1/4までを限度として、緑地に算入できます。

Q：太陽光発電施設は緑地以外の環境施設となりますか？

A：太陽光発電施設については、パネルのみならず、パワーコンディショナーや変圧器等の周辺設備を含めて環境施設とすることになりました。生産施設の屋上に設置される太陽光発電施設についても、環境施設としてみとめられます。（その場合、生産施設と環境施設の面積が重複することになりますが、両方を対象面積に算入して下さい。）また、自家発電用施設だけでなく、売電用施設も環境施設となります。

Q：風力発電施設は緑地以外の環境施設となりますか？

A：環境施設にはならず、生産施設になります。ただし、自家発電施設として設置される風力発電施設は生産施設としないこととなりました。

Q：斜面地の緑地面積はどのように算定しますか。

A：その水平投影面積が緑地面積となります。

Q：風力発電設備は工場立地法の届出が必要ですか？

A：敷地 9,000 m<sup>2</sup>以上又は建築面積 3,000 m<sup>2</sup>以上の場合は届出が必要です。発電生産施設面積の測定方法等、詳細につきましては御坊市企画課までお問い合わせ下さい。

生産施設面積の敷地面積に対する割合（準則第1条 別表第1）

	業種の区分	敷地面積に対する生産施設の面積率
第1種	化学肥料製造業のうちアンモニア製造業及び尿素製造業 石油精製業 コークス製造業 ボイラ・原動機製造業	30%
第2種	伸鉄業	40%
第3種	窯業・土石製品製造業（板ガラス製造業、陶磁器・同関連製品製造業、ほうろう鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く。）	45%
第4種	鋼管製造業 電気供給業	50%
第5種	でんぷん製造業 冷間ロール成型形鋼製造業	55%
第6種	石油製品・石炭製品製造業（石油精製業、潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの）及びコークス製造業を除く。） 高炉による製鉄業	60%
第7種	その他の製造業 ガス供給業 熱供給業	65%

\*業種区分につきましては、日本標準産業分類に基づき細かく分かれておりますので、詳しくは県企業立地課までお尋ね下さい。